

① 踏切道の更なる改良の促進

改正スキーム (改正部分が赤字)

課題のある踏切

指定前から協議が可能に

① 指定

<国土交通大臣>

【指定期限】H28～R2→**撤廃・恒久化**

【指定の申出】都道府県→都道府県+**市町村**

改良の方法の決定

<道路管理者・鉄道事業者>

② 改良の方法の拡充

改良計画の作成

(現行法同様、短期間に改良が完了する場合は作成不要)

<道路管理者・鉄道事業者>

改良の実施

<道路管理者・鉄道事業者>

③ 改良後の評価

<道路管理者・鉄道事業者>

地方踏切道改良協議会

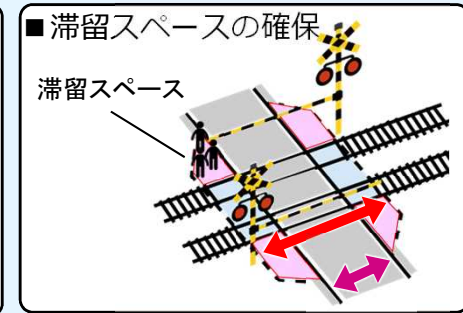
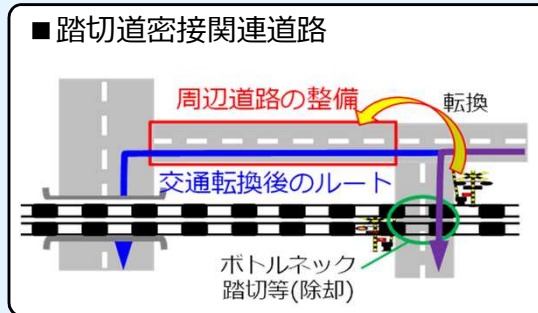
・保安設備整備への補助
・連続立体交差化に係る無利子貸付
(※予算関連)

① 機動的な指定に見直し

- 踏切対策はなお当分必要であることに加え、対策の長期化により従来の5年間の指定年限では指定しづらくなっているため、**指定年限 (令和2年度末まで※日切れ扱い) を撤廃・恒久化**
⇒ 国土交通大臣が、**交通安全基本計画等の国の5ヶ年計画と連動**して、優先順位等を勘案しつつ、指定
- 都道府県知事による申出に加え、踏切道のバリアフリー化推進等のため、**市町村長による申出を可能に**

② 改良の方法の拡充

- 更なる改良の促進のため、踏切道の**改良の方法を拡充**
 - 踏切道の周辺における迂回路等 (**踏切道密接関連道路の整備を追加**)
 - 踏切遮断中の**歩行者滞留スペースを確保**するため、沿道民地の所有者との協定制度の創設
 - **駅改札口の追加** (省令において規定)



③ 改良後の評価の実施

- 道路管理者・鉄道事業者による**改良後の評価**によりPDCAを強化し、必要に応じ国土交通大臣が追加的対策を勧告

① 道路における広域災害応急対策の拠点機能の強化

防災拠点自動車駐車場の指定

- 広域災害応急対策の拠点となる防災機能を有する「道の駅」等について、国土交通大臣が防災拠点自動車駐車場として指定する制度を創設

(現状・課題)

道の駅における災害対応の状況

- 道の駅は、道路管理者が管理する駐車場と、市町村等が管理する地域振興施設等から構成



- 道の駅
- 道路管理者が管理
- 市町村等が管理

- 道路における啓開や災害復旧の拠点に加え、自衛隊の活動拠点等として幅広く活用



道路冠水に対応する排水車等の活動拠点

令和元年
東日本台風



道路崩壊に対応するための資機材の保管場所

令和2年
7月豪雨



豪雪時における車両の待避所

(平成25年3月)



自衛隊の活動拠点

平成28年
熊本地震

- 近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、防災機能を更に強化する必要

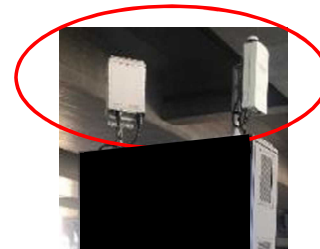
(対策)

災害対応拠点機能の強化

道の駅におけるイメージ



- 災害時には防災拠点としての利用以外を禁止・制限可能に
- 民間による通信施設、非常用発電施設、防災情報発信施設等の占用基準を緩和



通信施設（5G等）



太陽光発電施設の設置

- 道路管理者が、隣接駐車場等の所有者等と協定を締結し、災害時には一体的に活用